

瀬戸市自然児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

令和7年3月24日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第14号

瀬戸市自然児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

瀬戸市自然児童遊園の設置及び管理に関する条例（昭和51年瀬戸市条  
例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下  
線で示すように改正する。

改正後		改正前
<u>(使用時間等)</u> 第3条の2 自然児童遊園の <u>使用時間</u> は、 <u>4月1</u> <u>日から10月31日</u> までは午前9時から午後5 時まで、 <u>11月1日から翌年の3月31日</u> まで は午前9時から午後4時までとする。ただし、 <u>キャンプ施設の使用時間は、次の表のとおりと</u> <u>する。</u>		<u>(開園時間等)</u> 第3条の2 自然児童遊園の <u>開園時間</u> は、 <u>次のと</u> <u>おりとする。</u>
<u>区分</u>	<u>使用時間</u>	
<u>宿泊を</u> <u>伴わな</u> <u>い使用</u>	<u>4月1日から10</u> <u>月31日まで</u> <u>11月1日から翌</u> <u>年の3月31日</u> <u>で</u>	<u>午前9時から</u> <u>午後5時まで</u> <u>午前9時から</u> <u>午後4時まで</u>
<u>宿泊を</u> <u>伴う使</u> <u>用</u>	<u>4月1日から10</u> <u>月31日まで</u> <u>11月1日から翌</u>	<u>使用開始日の</u> <u>午前9時から</u> <u>使用終了日の</u> <u>午後5時まで</u> <u>使用開始日の</u>

	<u>年の3月31日まで</u>	<u>午前9時から 使用終了日の 午後4時まで</u>	
			<p>(1) <u>4月1日から10月31日まで</u> <u>午前9時から午後5時まで</u></p> <p>(2) <u>11月1日から翌年の3月31日まで</u> <u>午前9時から午後4時まで</u></p> <p><u>2 自然児童遊園のキャンプ施設</u>（以下「<u>キャンプ施設</u>」という。）の使用期間は、<u>7月1日から9月30日までとし、市長が許可した時間内においてこれを使用することができるものとする。</u></p>
<p><u>2</u> <u>前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p>（職員）</p>			<p><u>3</u> <u>前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p>（職員）</p>
<p>第4条 自然児童遊園に、児童厚生員その他必要な職員を置く。</p> <p>（<u>使用者の範囲等</u>）</p>			<p>第4条 自然児童遊園に、<u>園長</u>、児童厚生員その他必要な職員を置く。</p> <p>（<u>入園者の範囲等</u>）</p>
<p>第5条 自然児童遊園を<u>使用</u>できる者の範囲は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) 前号に掲げる<u>者</u>のほか、市長が<u>使用</u>を<u>適当</u>と認めた者</p>			<p>第5条 自然児童遊園に<u>入園</u>できる者の範囲は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) 前号に掲げる<u>もの</u>のほか、市長が<u>入園</u>を<u>適当</u>と認めた者</p>
<p>2及び3 &lt;省略&gt;</p>			<p>2及び3 &lt;省略&gt;</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。